

令和 6 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 5 年 6 月

関東地方知事会

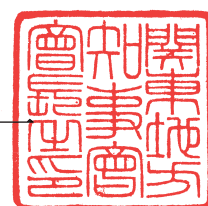
令和5年5月24日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和5年6月

## 関東地方知事会

会 長	長 野 県 知 事	阿 部 守 一
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	茨 城 県 知 事	大 井 川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸 太 郎
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太



## 目 次

- 1 地方分権改革の推進について . . . . . 1
- 2 望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に資する  
取組について . . . . . 28
- 3 地方の稼ぐ力の強化に向けた取組について . . . . . 30
- 4 検疫条件の設定等による農林水産物・食品の輸出環境の  
整備について . . . . . 35
- 5 現下の犯罪情勢に対応する治安基盤の充実・強化について  
. . . . . 37
- 6 不適切に大量保管されている有価物に対する規制について  
. . . . . 38
- 7 ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策について  
. . . . . 39
- 8 子どもの医療費助成制度の創設について . . . . . 41
- 9 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件について  
. . . . . 42
- 10 防災・防疫対策等の推進について . . . . . 44
- 11 保育施策の充実及び保育料無償化の拡充について . . . . . 59
- 12 道路網の整備促進等について . . . . . 61

## 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、緩やかに持ち直しているが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染動向に十分注意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、地域社

会のデジタル化や脱炭素社会の推進等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

## I 真の地方分権型社会の実現

### 1 国と地方の役割分担の適正化

不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標【SDGs】の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

特に、令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県連携協議会を設置した上で、新興・再興感染症に備えるために予防計画を改定し、保健・医療体制の整備（病床、外来医療、医療人材等の確保）に向けた関係機関との協定締結に取り組む必要があることから、地

方や医療現場等が混乱しないよう、国は地方に対し適切に助言等を行い、対応すること。

## 2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援のほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

## 3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、

国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

#### 4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。地方分権改革有識者会議は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において示された計画策定等に係る基本原則を踏まえ、計画策定等に関するワーキンググループを立ち上げ、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を策定し、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した。政府においては、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で示された原則に基づき、各府省庁自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど政策実施方法の見直しを行い、地方の自主的政策判断を尊重すること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。



また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、地方分権改革の理念に基づき、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

## 5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和4年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数291件のうち、30件を超える提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納



得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第13次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

## 6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こ

うした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと

## 7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

さらに、今後、第33次地方制度調査会等を通じて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方のあり方等を検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行い、地方の意見や

実態等を十分に反映すること。

## 8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

## 9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

## Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

### 1 原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和5年度以降においても、原油価格・物価高騰への対応を実施する必要があるため、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度（以下「臨時交付金」という。）の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

臨時交付金の配分に当たっては、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。

また、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

なお、令和5年3月に、臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示され、例えば、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方で検討することとされているが、今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等対策について、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すること。

その上で、地方で対応すべきと整理した場合は、国が所有している制度設計等に必要となる情報・データ等について、地方に提供すること。

また、エネルギー・原材料価格高騰の事業者への影響は全国的な課題であるため、国の責任において、このような事業者を業種や地域を問わず幅広く支援する新たな支援制度を創設すること。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を行うこと。

また、国際情勢や原材料価格の高騰等による景気への影響が生じている間は、減収補填債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

併せて、原油・物価高騰が長期化する可能性も見据え、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換など事業構造の転換に係る取組に対し、一層の支援を行うこと。

改正感染症法に基づく次期予防計画において、都道府県と医療機関等の中で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援制度の充実を図るとともに、地方公共団体の感染拡大防止のための財源を国において確保すること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

## 2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。



地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

### 3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示していたが、令和4年6月には地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、同年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたところである。総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとした。

しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることがないように、デジタルのみにとられない包括的な支援が必要である。このため、地方創生のさらなる深化に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、拡充・継続すること。

併せて、交付金の要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を

図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

令和5年度地方財政計画において、従来の「まち・ひと・しごと創生事業費」を名称変更した「地方創生推進費」及び地域のデジタル化を更に加速させるための「地域デジタル社会推進費」からなる「デジタル田園都市国家構想事業費」が新たに創設され、1.25兆円が確保されたところである。

また、「デジタル田園都市国家構想交付金」についても、令和5年度当初予算で1,000億円、令和4年度補正予算で、前年度より140億円増額し、800億円が確保された。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、「デジタル田園都市国家構想交付金」における地方創生拠点整備タイプについては、令和4年度補正予算で前年度より60億円減額の400億円が確保され、令和5年度当初予算で、前年度同額の70億円が確保された。当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な



支援を講じること。

また、「地域デジタル社会推進費」が令和7年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に進められるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

さらに、政府においては成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めるため、5Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう取り組むこととし、令和4年6月には、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等を位置付ける「デジタル田園都市国家構想交付金」が示されたが、コンソーシアムの形成や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。政府は、新次元の分散型国土の形成につながるよう、地方自治体と共に本構想の実現を推進していくこと。

#### 4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、6月の「経済財政運営と改革の基本方針」の決定までに、将来的なこ

ども予算の倍増に向けた大枠を示すこととしているが、基本理念として、「全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」としており、各自治体の財政力によって支援に差が生じることは適当ではないことから、地方負担が増加することのないよう確実に財政措置を行うこと。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講じること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成30年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている中、国による激変緩和措置は令和5年度末に終了するとされている。制度の安

定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体及び保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体を対象としたインセンティブとなる適切な財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援を講じる際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

また、経済財政諮問会議が令和 4 年 12 月 22 日に示した「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」においては、令和 5 年度中に国民健康保険の普通調整交付金の配分について見直しを検討するとされたが、地方分権の観点から地方団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険給付費が増加し、都道府県が財政安定化基金を取り崩した場合には、後年度市町村の納付金に上乗せして納付させるのではなく、国が次年度に基金取崩分の全額を充当するなど不測の財源不足に対する財政支援を行うこと。

なお、これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

## 5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の影響を踏まえ、異例の措置として、従前の税率区分を令和5年12月末まで維持した上で、税率区分を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例の適用期限についても3年延長され、令和7年度末までとされている。

さらに、令和5年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの



維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035年度までに乗用車新車販売に占める電動車を100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、仮に凍結解除された場合、地方全体で5,000億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、地方特例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補填措置を講じること。

## 6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和6年度に森林環境税の賦課徴収が開始されることを踏まえ、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

## 7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの

交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

## 8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

## 9 外形標準課税のあり方の検討

令和 5 年度与党税制改正大綱においては、「外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」とされた。

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担するもの



であるが、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小の要因の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例や、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例など、課税の趣旨に沿わないものが見受けられる。

今後、制度的な見直しを行うに当たっては、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について早急に具体的な検討をすること。また、当該基準は、法人による操作可能性が小さいものとする。さらに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について検討を行うに当たっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮すること。

## 10 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和5年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益してい

ること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

## 11 国際課税ルールの見直しに伴う対応

令和5年度税制改正において、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）について、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT（国内ミニマム課税）は国・地方の法人課税の税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて一括して課税・徴収されることとされた。

今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

## 12 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

## 13 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基

準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、特例控除額へ定額の上限設定をする等により、返礼品や大手ポータルサイトに過度に依存せず、「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていること、所得税控除分相当額が個人住民税から控除され、地方自治体の減収額が過大となっていること及び申請手続きに寄附者が書類を地方自治体に郵送する必要があること、寄附者と地方自治体双方にとって負担となっていることを踏まえ、現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

## 14 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

## 15 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

## 16 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全

国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和7年度までに各市町村が標準仕様準拠したシステム利用を目指している。

また、令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和5年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」とされている。

さらに、不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知等に関しても、暫定運用として電子媒体（USBメモリ等）による受渡しを開始されたが、安全なデータの受渡しのための早期のオンライン化や、システムへの取込みが必要となっている。

引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。

また、自動車税のワンストップサービス（OSS）について、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、アフターコロナ、ウィズコロナ下における新しい地方の



税務行政を見据え、更なる税務手続のデジタル化、納付のキャッシュレス化を推進するため、地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者による eLTAX を通じた電子申告・電子納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

## 17 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高騰への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和5年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.15兆円上回る62.2兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.8

兆円抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である令和7年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であっても、期限を含め廃止までの工程を明らかにすること。

なお、廃止までの間における臨時財政対策債発行可能額の算定については、過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

## 18 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れ



があるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

## 19 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

## 2 望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に資する取組について

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行しており、令和4年の出生数は、速報値で初めて80万人を切り、統計史上最少となった。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機であり、対策には一刻の猶予もない。

もとより少子化の要因は、未婚化・晩婚化、雇用の不安定化、仕事と子育ての両立の困難さ、高い子育て費用など多岐にわたっている。

少子化に歯止めをかけるためには、こうした複合的な要因に対応した対策を多面的に展開する必要がある。結婚から妊娠・出産、生まれた子供が健やかに成長するまで、シームレスな支援を充実強化していかなければならない。そのためには、様々な法改正・制度改正及び財源の確保等の国の措置が必要である。

については、望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 希望する人誰もが将来の子育ての展望を描けるよう、雇用の安定化など経済的基盤の安定に向けた支援を実施すること。
- 2 男性の育業（育児休業の愛称）取得促進に向けた取組の強化など、ライフ・ワーク・バランスの実現に資する施策を推進し、労働環境をはじめとする子育てしやすい環境の整備を促進すること。
- 3 子育てに係る費用負担の軽減や子育て世帯へのサポート・相談事業への支援強化など、子供・子育て支援策の充実を図ること。また、自治体が実施する子供への経済的支援に対して非課税措置を講じること。

- 4 大学等の高等教育に係る授業料をはじめとする子育て世帯への教育費の負担軽減策の充実を図ること。
- 5 子育てを支援する税制の措置を講じること。
- 6 結婚予定者や子育て世帯のための住宅の確保策の充実を図ること。
- 7 不妊・不育症治療への助成など、妊娠・出産支援策の充実を図ること。

### 3 地方の稼ぐ力の強化に向けた取組について

我が国を取り巻く環境は、人口減少・超高齢化社会の急速な進展に加え、気候変動問題やデジタル技術の進歩、国際情勢の変化など、これまでとは全く状況の異なる予測困難な「非連続の時代」を迎えている。

このように環境が大きく変化する中、我が国はその変化に十分に対応できず、産業の新陳代謝の遅れや労働生産性の低迷など、経済社会の停滞が続いている。

これを乗り越え活力ある地方を実現するためには、これまでの常識や成功体験に捉われず、新たな取組に積極果敢に挑戦し、地方の稼ぐ力を強化することが求められている。

そのためには、地方にとって働き手の確保が大きな課題となる中、国籍や性別、年齢などに関わらず多様な人材が活躍できる、国際社会に開かれた社会をつくりあげることが必要である。

特に、外国人材は、地方において製造業や農業など様々な分野で受け入れ、重要な存在となっている一方、技能実習制度における人権保護などの課題も指摘されており、外国人が安心して働き十分に能力を発揮できる環境を整備することが必要である。

また、地方の社会経済にとって、産業社会の新たな潮流を捉え、外部環境の変化に的確に対応していくことが求められており、カーボンニュートラルの推進や成長産業への円滑な労働移動など、産業構造の転換や地域社会の変革を促す環境の整備に取り組んでいく必要がある。

については、地方の稼ぐ力の強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

#### 1 外国人材の活躍促進

##### (1) 技能実習制度及び特定技能制度の適切な見直し

国において、技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とした制度の見直しが検討されているが、見直しに当たっ

ては、外国人材が中長期的に活躍できるキャリアパスを構築するため、新たな制度から特定技能への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるとともに、地方の労働力不足の実態に鑑み、その活力を維持する観点から、対象職種及び分野を幅広く拡大すること。

また、人権保護の観点から、外国人労働者の人権に最大限配慮した制度となるよう、転籍制限の在り方などについて検討を進めること。

加えて、家族帯同が可能な特定技能第2号について、建設や造船・船用工業だけでなく、製造業や農業をはじめとした他の産業分野における受入れを可能とすること。

## (2) 高度外国人材の受入れ促進等

在留資格「高度専門職」の取得要件緩和や、世界トップレベルの大学を卒業した者について、最長2年間の就職活動・起業のための準備活動が可能とされたところであるが、高度外国人材の受入れ促進に向けたさらなる緩和を図ること。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、大学の専門科目と従事しようとする業務との関連性を不要とし、人材育成等の観点から企業等が必要と認める現場業務等に従事することを可能とすること。

在留資格「特定活動（46号）」の資格要件である日本語能力については、日本語能力試験の認定レベルをN1からN2に変更すること。

## (3) 介護福祉士試験の多言語化

在留資格「介護」について、外国人が介護福祉士国家試験を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。



#### (4) 日本社会と共生できる社会づくり

外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、日本人と共生できる社会づくりを推進すること。加えて、日本語教育に関し、外国人を対象に学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。

#### (5) 難民の受入れを通じた国際社会に開かれた社会づくり

国においては、今般の通常国会に、入管難民法の改正法案が提出され、紛争避難民など、難民に準じて保護すべき者を受け入れるための規定の整備などが議論されていることに加え、出入国在留管理庁より「難民該当性判断の手引」が策定・公表され、難民認定制度の透明性を高め、信頼性の向上を図るための取組が進められている。

しかしながら、そもそも難民条約上の難民の定義の解釈や該当性の判断基準が、国際的な基準に照らして厳しいままでは、本来保護すべき者を適正に保護するという先進国としての重要な責務が十分に果たされない懸念もある。このため、極めて低い我が国の難民認定率が、欧米先進諸国並みとなるよう、難民の解釈を広げるなどの見直しを行うとともに、難民認定制度を適切に運用し、難民の受入れ拡大に取り組むこと。

また、国連の人権規約委員会からは、難民認定申請者への収容期間の長期化に伴う人権面の課題についての指摘がなされている中、改正法案においては、収容に代わる監理措置の創設などが盛り込まれた一方、収容期間の上限は設けられておらず、長期収容となっている実態が解消されない懸念も残る。このため、いたずらに収容が長期化することのないよう、収容の必要性などを適切に判断し、真に人権に配慮した難民認定の制度運用を図ること。

さらに、難民の受入れにあたっては、生活基盤のない日本において円滑に生活できるよう、日本語や生活習慣の十分な習得、就労支援等を集中的・効果的に行うほか、日常生活の支援

を継続的に行うなど、適切な定住支援を行うこと。

## 2 カーボンニュートラルの推進

### (1) 2050年に向けた具体的なロードマップ提示等

カーボンニュートラル達成のためには、企業自ら研究開発や先行投資等に取り組むことが必要であるが、新技術の動向やエネルギー供給の具体的な道筋が見えないことによる企業の不安を払拭する必要があることから、2050年カーボンニュートラルに向け具体的なロードマップを示すこと。

石油・鉄鋼などをはじめとした化石燃料多消費産業におけるエネルギー構造転換や二酸化炭素回収・貯留の実現に向けた取組など、企業が行うカーボンニュートラルの実現や産業競争力の強化に資する取組に対して積極的な支援を図ること。加えて、企業と自治体が連携した取組に対しても支援を図ること。

再生可能エネルギー由来の電力により生産されるグリーン水素の利用拡大やコスト低減につながる需給面への支援制度の充実など水素の導入支援を図ること。

グリーン水素の製造に必要となる水電解装置の国内製造能力の拡充に向けて、財政支援を行うこと。

### (2) ケミカルリサイクルの推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、循環型経済システムへ抜本的に変革することが求められており、そのためにはケミカルリサイクルの実現が重要である。

本格的なケミカルリサイクルの実現のためには、使用済のプラスチックを大量に確保する必要があり、特に、原料・モノマー化技術によるリサイクルでは、様々な種類・特性を有するプラスチックをリサイクル可能なものとそうでないものに確実に分別することが不可欠である。

このため、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村

への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や材質記号のより分かりやすい表示に向けたガイドライン等の制度の見直しを行うこと。

### 3 成長産業・分野への円滑な労働移動の促進

産業構造の変化に対応し、労働生産性を向上させていくためには、成長産業又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進めることが重要であることから、デジタル領域の人材育成などリスキリングを社会全体で連携して推進すること。

併せて、円滑な労働移動を促進するため、自己都合退職に係る失業給付制限を見直すとともに、年功序列賃金をはじめとした日本的雇用慣行の見直しや雇用制度の在り方について労使双方の立場に立った抜本的な議論を進めるなど、これまでの労働政策の見直しに向けた検討を加速化すること。

## 4 検疫条件の設定等による農林水産物・食品の輸出環境の整備について

国においては、農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標を掲げ、改正輸出促進法の施行を契機にオールジャパンで輸出に取り組む体制を強化し、推進しているところであるが、検疫条件が未設定であることや原発事故に伴う規制などが日本産食品の輸出の障壁となっている国・地域がある。

特に、近年、経済成長の著しいベトナム社会主義共和国は、日本での就労者や留学生の数が他の国・地域と比較して多く、その親和性の高さから日本産食品の購買が期待できる有望な市場であるが、日本から他の国・地域への輸出額の伸びが著しいいちご、ぶどう、もも及びメロンについては、同国において検疫条件が未設定であるため輸出ができない状況である。

については、諸外国・地域における検疫条件の設定や輸入規制の解除等、日本産食品の輸出環境を改善することで輸出を拡大し、ひいては、地域経済を更に発展させるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 ベトナム社会主義共和国に対する日本産いちご、ぶどう、もも及びメロンの輸出を可能にするため、植物防疫条件の早期設定に向けて、積極的に協議を進めること。

併せて、ベトナム社会主義共和国以外の国・地域に対しても輸出拡大に向けて検疫協議を早期に行うこと。

- 2 日本では厳格な検査に基づき放射性物質に関する食品の安全性を確保しているにもかかわらず、現在も輸入停止措置を維持する国・地域や、輸入が認められていても厳しい条件が課されている国・地域があ

ることから、あらゆる機会をとらえて安全性に係る科学的な根拠を提示するなど、規制が早期に解除されるよう働きかけを行うこと。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評を完全に払拭するため、現地の実需者やバイヤー、消費者に対する正確かつ効果的な情報発信や安全性の普及啓発を強化すること。
- 4 地方公共団体や事業者等による販路回復・拡大や販売促進に向けた各種取組に対して、十分な財源を確保するなど支援の充実を図ること。



## 5 現下の犯罪情勢に対応する治安基盤の充実・強化について

昨年の刑法犯認知件数は、全国では20年ぶりに増加となった。また、昨年から今年にかけ、関東等各地で「闇バイト」による強盗等の凶悪事件が発生し、地域に大きな不安を与えたが、昨年警察庁が実施したアンケートでも、約7割が「ここ10年間で日本の治安が悪くなったと思う」と回答するなど体感治安の悪化が懸念されている。

また、サイバー空間は、社会経済活動の重要な場となっている一方、先端技術の悪用による様々な事案が発生し、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が発生するなど、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢となっている。

さらに、昨年の特殊詐欺被害は、全国では約1万8千件、被害総額約361億4千万円となるなど、依然として深刻な情勢が続いている。

犯罪者等が先端技術を悪用し、犯行の凶悪化、複雑化、広域化、潜在化が進む中、これらの犯罪に迅速かつ的確に対応するため治安基盤の充実・強化が必須であり、各地域の実情に応じ、以下に示す事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 解析用パソコン、捜査用モバイル端末等資機材の充実強化
- 2 IT技術や語学能力に優れた人材の確保・拡充と育成に向けた取組強化
- 3 民間企業や協力者等との更なる連携を可能とするための法整備・制度づくりに向けた検討

## 6 不適切に大量保管されている有価物に対する規制について

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。

これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な存在であるが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に堆く積まれた場合には崩落の危険性がある。

また、こうした保管場所では搬入搬出時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。

さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。

廃棄物の保管等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）により厳しく規制されているが、有価物として扱う再生資源物については、有害使用済機器（機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目）や危険物などの一部を除き、法律による規制はない。

こうした状況を改善するためには、再生資源物の保管について規制を行う必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 再生資源物を屋外で保管する場合には、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するため、その保管等の方法についての規制制度を設けるなど、実効性のある対策を講じること。
- 2 規制制度を設ける際は、地域の実情に応じて、既に規制制度を設けている自治体の独自施策を尊重する内容となるように配慮すること。

## 7 ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策について

近年、特定外来生物に指定されている外来水生植物が全国各地に広がっており、特に、ナガエツルノゲイトウについては、関東地方知事会構成都県では、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県の一都六県で確認されている。

ナガエツルノゲイトウは、主に湖沼・河川などで繁殖しており、水面を覆うほどに拡大するうえ、ちぎれた茎や根が流れ着いた先で再生し、繁茂域を広げるなど、再生力、拡散力、侵略性が強いことが特徴である。

このため、各地で、用排水機場における取水・排水時の障害や在来植物との競合、水質悪化等の問題を引き起こしているほか、水田にも侵入し農業被害も発生している。

こうした外来水生植物の発生地域では、国が作成した駆除マニュアルにより、都道府県や市町村等の様々な主体が、懸命に駆除に取り組んでいるが、効率的な駆除方法が確立されておらず、また、相当額の経費がかかるなど、現場の負担が大きくなっている。

国は、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金を新たに創設するなど、制度を拡充しているところであるが、事業採択は単年度ごとであるため、年度をまたぐ場合や期首から実施する場合、活用しづらくなっている。

また、予算規模が小さく、十分な対策をとるには更なる財政措置が必要である。

そこで、ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物による各種被害を防止するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 根絶に向けた効率的な駆除方法について、研究・開発を進め、早急に確立すること。また、駆除マニュアルの更なる充実を図り広く周知すること。

2 様々な主体が積極的に駆除を行えるよう、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金の予算を十分に確保すること。また、外来水生植物の駆除に活用できる補助制度の更なる拡充を図ること。

## 8 子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

子どもの医療費助成制度は、子育てする上で重要な役割を担っているものの、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象児童の年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力等により制度が異なっている。

国においては、子どもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実・強化を図っているところである。

また、岸田総理大臣が、先送りできない問題への挑戦を続けるとし、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、3月末には、小倉こども政策担当大臣が、こども・子育て政策の強化についての試案を公表した。加えて、6月の骨太の方針 2023 までに、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示することを明言している。

こうしたことから、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度の創設をこの機に行うことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

また、地方自治体が独自に実施する、子どもの医療費の窓口負担軽減に対して、現在国が講じている、国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、直ちに全廃すること。



## 9 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件について

介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務を行うためには、実務研修受講試験に合格する必要があるが、平成 29 年度以前の受験要件は、①介護福祉士、看護師などの保健・医療・福祉に係る法定資格保有者 ②相談援助業務従事者、③介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者のいずれかとされていた。

しかし、介護支援専門員の資質確保の観点から受験要件の見直しが行われ、平成 30 年度以降は、①法定資格保有者 ②相談援助業務従事者に限定され、③実務経験期間を有する者は除外されることとなった。

これに伴い、全国の受験者数は平成 29 年度の 131,560 人から平成 30 年度の 49,332 人へと激減し、合格者数も大きく減少している。

この見直しに加え、介護職員の処遇改善が進んだ結果、介護支援専門員の資格を取得するメリットが薄れる状況となっており、充実した介護サービスを提供していく上で重要な役割を担う介護支援専門員の減少が大いに懸念される場所である。

このまま介護支援専門員が減少していけば、在宅要介護者の介護サービス計画が作成されず、必要な介護サービスを受けられなくなるだけでなく、介護支援専門員の配置が必須とされる介護保険施設等では運営を継続できなくなるおそれがある。

今後、高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする要介護者の増加が見込まれる中、介護支援専門員数の確保は喫緊の課題である。

受験要件の見直しにより除外された③の者の中でも、長年に亘り介護現場で経験を積むことにより①や②と同等の資質を有する者はいるものと想定されており、介護支援専門員数の確保という観点から一定の実務経験を有する者については、受験を認めるべきで

はないかと考える。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

法定研修の充実など介護支援専門員の資質向上対策を一層図りつつ、介護支援専門員の受験要件を見直すこと。

## 10 防災・防疫対策等の推進について

令和4年においても、線状降水帯を伴う記録的な大雨により、土石流や河川の氾濫など、全国各地で甚大な被害が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるう COVID-19（新型コロナウイルス感染症）を前にして、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### I 地震・風水害対策等の推進について

#### 1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体

制の強化を進めること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策後の令和8年度以降においても、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。

加えて、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

## 2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策

へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。

- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (8) 地籍調査の促進を図るため、国土調査法第19条第5項指定に係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充を図ること。
- (9) 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策が着実に進むよう、宅地耐震化推進事業における補助率や上限額の引上げ、補助要件の緩和等、制度の更なる拡充を図ること。

### 3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切



な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。
- (3) 豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を図ること。

#### 4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定に当たっては、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間を早期に重要物流道路に指定する等、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路の事業中区間における補助制度を拡充する等、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確

保すること。

- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

## 5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、福祉人材の派遣に関する全国的に統一したスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について、財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、

有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

## 6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

## 7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。  
また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。

- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 応急的な住まいを解消し、居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (5) 災害時における被災者の住宅確保において、セーフティネット登録住宅の家賃低廉化補助制度をより活用し易くするため、適用条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

## 8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生への恐れがある場

合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (7) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。
- (8) 漁場における流沈木の処理について、財政的な支援の充実を図ること。



## 9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) (1) の対策を一層推進するため、火山の監視・調査研究を一元的に行う政府機関を設置すること。
- (3) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (4) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。
- (5) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。
- (6) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。
- (7) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。



## 10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見

を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 昨今の世界情勢を踏まえ、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証すること。
- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会や

シンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

## 1 1 盛土対策の強化

現状、危険な盛土に対する安全対策等についての財政支援措置がされているところであるが、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法で厳しく盛土を規制していくこととなり、最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担の増加も想定されることから、継続的な財政支援を実施すること。

## II 防疫対策等の推進について

### 1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、ロシアによるウクライナ侵略など、厳しい安全保障環境に対応していくため、令和5年度から大幅に増額されたが、新たな感染症から国民の生命・健康を守るため、「防疫」に対し防衛費と同様に十分な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症では、ワクチンや治療薬の多くは外国から輸入されたものである。他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今後の新興の感染症に備えるためにも、感染の有無を把握するための国産検査試薬及び検査キット、感染症から国民を守る国産治療薬及びワクチンの開発・生産力の一層の強化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」等に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

## 2 防疫体制の整備等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁の設置等に当たっては、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、昨年改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (3) 新型コロナワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

また、自治体において定期接種へ移行する十分な準備期間を確保するため、制度の枠組や体制の構築を早期に検討し、自治体の財源確保について配慮すること。

その際には、ワクチンの供給体制についても、他の定期接種のワクチンと同様の仕組みとなるよう構築すること。

### 3 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があり、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生したため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関する規制を緩和すること。

- (2) 感染症法の改正により創設される協定締結医療機関などにおける感染者の受け入れ体制を円滑にするため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を行うこと。
- (3) 医療機関の経営支援に継続的に対処するとともに、医療機関における物価高騰の影響について国は臨時的な診療報酬の改定など全国一律の対策を講じること。
- (4) 新たな変異株の流行等に備え、重症化リスク等を迅速に把握できる仕組みを構築するとともに、地方公共団体にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、必要な経費については確実に全額国庫負担とすること。

### 4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅

力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。



## 11 保育施策の充実及び保育料無償化の拡充について

こども政策・少子化対策の強化については、現在国において、①児童手当を中心とした経済的支援の強化、②幼児教育や保育サービスの量・質両面や全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実という3つの基本的な方向性に沿って、集中的な検討をいただいているところであるが、住民や市町村から、安心して子どもを生み、育てるための更なる保育環境の充実や、更なる経済的な負担軽減を求める切実な声が寄せられている。

こども政策・少子化対策の強化を実効性のあるものとしていくためには、地域の実情に応じたきめ細かな取組を、住民に身近な地方自治体が弾力的かつ安定的に進めていくことが必要不可欠である。

そのためにも、国は、国と地方の役割分担を見直し、保育分野における義務付け・枠付けの緩和を含めた地方への権限移譲・地方税財源確保を進めるべきである。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 保育施策の充実のための地方分権の推進について

- (1) 幼児教育・保育の質の向上、子どもや子育て家庭に十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、国は保育士の配置基準を見直すこと。また、基準以上の配置及び保育士の給与等の処遇の改善について、財政措置の拡充を行うこと。
- (2) 小規模自治体等では有資格者が限られ、年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業における代替保育士が困難な場合など、やむを得ず保育士確保ができない場合、期間を限定するなどを条件にしつつ、保育の質を落とさずに保育士の担い手を確保するために、子育て

て支援員研修修了者等保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を、地方の判断において、保育士に代わって配置できる特例等を検討すること。

- (3) 市町村が待機児童の発生抑制など子育て支援サービスを継続的に提供できるよう、保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直しを行うこと。

## 2 保育料無償化の拡充について

子育て世代の保育費負担の軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の早期実現を図ること。

## 12 道路網の整備促進等について

広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路等の整備は、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害からの迅速な復旧・復興を図る上で大変重要なものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

そのような中、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるため、令和3年度から令和7年度までの5か年で高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化等の道路ネットワークの機能強化対策、道路施設の老朽化対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等に重点的・集中的に取り組むこととなった。激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など国土強靱化に向けた取組みの着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠である。このため、5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を当初予算において通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むことが必要である。また、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格道路等のストック効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路

整備への安定的な財政措置が必要である。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格道路等は、地域の耐災害性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

## 1 各道路の整備促進等

### (1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近、栃木 I C 付近などの渋滞が発生している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

### (2) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持するほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命

や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 J C T については、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）間の約 16 キロメートルについては、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。特に、令和 2 年 10 月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。

東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められているが、環状道路としての機能を十分発揮させるため、全区間の計画を早期に具体化すること。

### （3） 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し、交流を促進することによる観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物

資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定2車線区間の早期4車線化を図ることが不可欠である。

については、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

大栄JCTから松尾横芝IC間については、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートを形成する極めて重要な道路であるため、令和6年度の供用に向け、確実に事業を進めること。

さらに、久喜白岡JCTから木更津東IC間の暫定2車線区間については、対面通行の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4車線化が必須である。

令和5年3月に4車線化が完成した久喜白岡JCTから幸手IC間、境古河ICから坂東IC間に引き続き、幸手ICから境古河IC間、坂東ICから大栄JCT間について、令和8年度までに順次4車線化を図るよう整備を進めるとともに、残る区間についても早期4車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさIC（仮）の早期整備を図ること。

#### （４） 新東名高速道路の早期全線開通及び6車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には緊急輸送道路及び東名高速道路の代替路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

新御殿場ICから西側の区間は、令和3年4月までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、



渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果を更に広め、高めていくためには、残る区間の整備促進が不可欠である。

令和4年4月までに、海老名南JCTから新秦野IC間が開通しているが、令和9年度開通予定である残る新秦野ICから新御殿場IC間についても、一日も早い開通を図ること。また、暫定4車線で整備が進められている区間について、一層の物流の効率化を進めるため、供用後は全線6車線化の早期実現を図ること。

さらに、大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を一層向上させるためにも、ルートが未確定である海老名南JCT以東の区間について、早期に計画の具体化を図ること。

#### (5) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

については、全線開通に向け、唯一の未事業化区間である長坂JCT（仮）から八千穂高原IC間の早期事業化を図ること。

また、高速道路における安全・安心基本計画において暫定2車線区間の4車線化優先整備区間に選定された双葉JCTから白根ICの早期整備を図ること。

#### (6) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信州（長野県）を相互に結ぶことで、広範な交流ネットワークを形成するとともに、地域の安全・安心や国土強靱化の実現等に寄与

する重要な道路である。

については、飯喬道路、青崩峠道路、水窪佐久間道路及び三遠道路の早期完成を図ること。

また、同自動車道と一体として機能する一般道路の整備を早期に推進するため、必要な財政措置を講じること。

#### (7) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、河津下田道路の整備を推進し、早期完成を図るとともに、月ヶ瀬 I C から河津七滝 I C 間（天城峠を越える区間）の早期事業化を図ること。また、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮 I C から愛鷹 I C（仮）間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹 I C（仮）以西の区間についても、新規事業化を図ること。

#### (8) 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、概略計画の検討（計画段階評価）を進める区間となった「埼玉新都心線～東北道間」について、早期に計画を具体化できるよう、調査検討を進めること。また、東北道～東埼玉道路間、与野 J C T～関越道間について、引き続き地域特性や交通課題の分析を進めること。さらに、広域的な幹線道路としての機能を最大限発揮する

ため、東埼玉道路以東や関越道以西について、計画の具体化を図ること。

#### (9) 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6車線化が完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、慢性的な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されたところである。

そのため、上り線の小仏トンネル付近や下り線の相模湖付近、上り線の三鷹バス停付近について、付加車線設置による渋滞対策が行われているところであるが、これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

#### (10) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、未開通区間である潮来 I C から鉾田 I C 間について、十分な予算を確保するとともに、令和7から8年度の全線開通に

向け、整備を進めること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光、産業や文化などのさまざまな交流・連携を強化し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

については、富津中央 I C から富津竹岡 I C 間に引き続き、接続する富津館山道路についても早期の 4 車線化を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路は、千葉県と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、その渋滞対策として、貝塚トンネル付近の車線追加等による抜本的な対策について、調査・設計を進め、工事に着手するとともに、引き続き、必要な渋滞対策を行うこと。

#### (11) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路である。また、沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。については、現在事業中の松本波田道路の早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から松本市中ノ湯間については、早期事業化に向けて、計画の具体化を図ること。

#### (12) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の中間に位置し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速

道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

については、現在事業中の与野 JCT から上尾南出入口間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口から桶川北本 IC 間についても早期事業化を図ること。

### (13) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力の強化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与し、災害時における緊急輸送の強化に資する千葉県のみならず我が国にとって重要な道路である。

現在、道路線形の設計が進められている北千葉道路（市川・松戸）について、早期整備を図るとともに、市川市から船橋市間の全区間について早期事業化を図ること。また、国、県、高速道路株式会社等で構成される「千葉県道路協議会」において、専用部は、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とすることが確認されていることから、有料道路事業を活用すること。

印西市から成田市間のうち、国で事業を進めている区間については、引き続き 4 車線での整備を図ること。また、県施工の区間については、早期開通に向け一層の財政支援を行うこと。

さらに、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結ぶ国道 464 号北千葉道路全線の直轄編入を図ること。



#### (14) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、国道121号日光川治防災の整備を推進するとともに、日光川治防災以外の優先整備区間についても早期整備に向けた支援を図ること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直轄指定区間への編入を図ること。

#### (15) 国道17号上武道路の全線4車線化の促進

国道17号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成28年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は3割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含む約12キロメートルの暫定2車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備効果を十分に発揮させるため、引き続き全線4車線化の整備を促進し



機能強化を図ること。

**(16) 横浜新道等の機能強化の促進**

横浜新道、第三京浜、国道1号は、首都圏における重要な幹線道路であるが、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、沿線地域の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、一部の工事や設計等の取組みが進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を進めること。

**(17) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の事業促進**

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道246号の交通混雑の渋滞緩和を図るとともに、東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路である。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、有料道路事業の積極的な活用等により、事業中区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

**(18) 東埼玉道路の整備促進**

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道16号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道4号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援する自動車専用部と一般部が併設する道路である。

については、現在事業中の八潮から松伏までの自動車専用部及び

吉川市から春日部市までの一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（松伏～国道 16 号）の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。

#### (19) 新たな湾岸道路の計画促進

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要である。

特に、千葉県湾岸地域においては、市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、また今後も港湾機能の強化などに伴う交通需要の増大が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性向上、湾岸地域の更なる活性化のため、外環道高谷 JCT 周辺から蘇我 IC 周辺ならびに市原 IC 周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路の整備が必要であり、地元の県・沿線市も連携し、その道路整備に係る期成同盟会を設立するなど期待が高まっていることから、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。

加えて、東京湾岸地域では都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化すること。

#### (20) 千葉北西連絡道路の計画促進

千葉県北西地域唯一の幹線道路である国道 16 号では、沿線に多くの工業団地や大型物流施設、商業施設が立地し、大型車混入率も高く広範囲にわたり渋滞が発生している。

こうした状況を踏まえ、千葉県北西地域の交通の円滑化を図る

とともに、地域のポテンシャルを発揮させるため、つくば野田線以北から国道 464 号付近までの間（野田市～印西市）において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。

#### (21) 首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

首都高速都心環状線の大規模更新の機会を捉え、高速道路網の充実や機能強化を図るため、日本橋周辺の首都高速道路の地下化に伴い必要となる都心環状線新京橋連結路（地下）や晴海線延伸部の早期事業化を図ること。

#### (22) 国道 20 号新山梨環状道路（北部区間）の事業促進

国道 20 号は、東京都と長野県を結び、広域的な都市間連絡道路として、中央自動車道の機能を補完し、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

新山梨環状道路（北部区間）は、国道 20 号のバイパスとして国が整備を進めており約 17km のうち、東側約 2km と西側約 5km が事業化され、現在、測量調査や用地取得などが実施されている。

しかし、残る約 10km は未だ事業化されていないことから、有料道路制度を活用した整備手法の検討を行い、事業中区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

## 2 高速道路網の有効活用

### (1) スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、事業化されたスマートインターチェンジの整備促進及び準備段階調査箇所を早期事業化を図るとともに、計画中のスマートインターチェンジについても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

## (2) ETCの更なる普及促進

全国の高速度道路のETC利用率は9割を超えており、高速度道路が完全ETC化されると、将来的な本線料金所の撤廃や料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。

令和2年12月に策定されたETC専用化等に向けたロードマップでは、都市部は5年、地方部は10年程度でETC専用化を概成させることが示され、令和4年3月からは一部の料金所がETC専用化となった。引き続き、ロードマップに基づきETC専用化を計画的に推進するとともに、ETCの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策及び誤進入等による非ETC車対策等を積極的に進めること。

## (3) 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速度道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速度道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成28年4月から導入された新たな料金体系では、対距離制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られた。

また、令和4年4月には、首都高速における料金体系の整理・統一を更に進めるとともに、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われるなど、「首都圏料金の賢い3原則」に沿って、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けた取組が進められている。

今後も、道路ネットワーク整備の状況や社会情勢の変化を踏まえつつ、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系の確立や物流の効率化等の観点も含め、引き続き改善を継続するとともに、物流事業者など利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

一方、全国的な高速道路料金割引制度については、割引の目的に沿って一定の効果が発現しているものの、割引により別の課題が生じていることなどから、深夜割引など現行の各種割引制度の見直しが検討されている。

引き続き、令和3年8月の中間答申を踏まえ、社会状況の変化に応じて割引制度の見直しを進め、利用者が料金割引を認識・実感できるよう、分かりやすくシンプルな割引の実現を図ること。

#### (4) SA・PAにおける確実な休憩機会の確保等と新たな需要への対応

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。



については、ドライバーの負担軽減のため、SA・PA内の駐車マス拡充や混雑状況の情報提供などにより駐車容量・駐車効率を向上させるとともに、高速道路における休憩施設空白区間の解消を進め、確実な休憩機会の確保を図ること。

さらに、高速道路のSA等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能しており、首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、SA等における防災機能強化の促進に向け、取り組むこと。

また、国内では2035年までに、乗用車新車販売において電動車100%が目標とされており、今後、次世代自動車の更なる普及促進が図られる。次世代自動車の普及に伴い、EV充電器や水素ステーション等の不足が生じることが懸念されるため、SA・PAでの設置スペースの確保や充電待ちの削減に向け、取り組むこと。

#### (5) 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

### 3 高速道路等の適切な管理や機能強化の推進

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路は、老朽化が進んでおり、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要となっている。

令和5年2月に閣議決定された「道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案」では、高速道路の料金徴収期間を延長し、必要な財源を確保することなどに



より、高速道路の適正な管理や機能強化を推進することとされている。

高速道路は重要かつ基幹的な道路であり、安全かつ円滑な交通及び利用者の利便を確保する必要があることから、計画的に維持管理・修繕、更新、進化・改良ができるよう、持続可能な高速道路システムの構築に向け、関係自治体の意見を尊重した上で、引き続き国が責任をもって取り組むこと。

また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常の生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

#### **4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等**

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進すること。

また、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間については、地方と十分に調整を図り、早期に重要物流道路に指定するとともに、地方管理の指定道路の整備・機能強化推進のため、事業中区間について補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

#### **5 有料道路制度活用による地方管理道路の維持・充実等**

防災・減災、国土強靱化の推進や広域的な交流・連携の強化を図るためには、地方における広域道路ネットワークの更なる充実が不可欠であることから、広域道路の新規事業化や既存の地方有料道路の維持・更新等に必要な財源を計画的に確保する手法として有料道路制度を有効活用できるよう、検討すること。

#### **6 構想路線に係る地方公共団体への支援等**

新広域道路交通計画における構想路線は、高規格道路としての役割

が期待されていることから、高規格道路への位置付けに要するプロセスを明確に示すとともに、地方公共団体が、具現化に向けて、必要な調査・検討を行う場合は、財政支援を行うこと。